

総務企画委員会記録
<第1号>

平成22年 第5回沖縄県議会（臨時会）

平成22年11月9日（火曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成22年11月9日 火曜日
開 会 午前10時23分
散 会 午前11時17分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例等の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

出 席 委 員

委 員 長	當 間 盛 夫 君
副 委 員 長	山 内 末 子 さん
委 員	島 袋 大 君
委 員	吉 元 義 彦 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	崎 山 嗣 幸 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	金 城 勉 君
委 員	糸 洲 朝 則 君

委員 新垣清涼君
委員 玉城義和君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

総務部長 兼 島規君
人事課長 島田勉君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例及び乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の条例議案2件を一括して議題といたします。

なお、ただいまの議案2件は、本日の本会議において本委員会に付託されております。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

議案の説明・審査の順序につきましては、審査の都合上、先に乙第2号議案から審査を行い、次に乙第1号議案という順序を進めたいと思いますので、御了承のほど、よろしくお願いいたします。

まず初めに、乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** それでは、乙第2号議案について御説明いたします。

資料の平成22年第5回沖縄県議会（臨時会）議案をごらんください。

3 ページをお開きください。

乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、平成22年度の県人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与改定等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改定するため、沖縄県職員の給与に関する条例等関係条例を改正するものです。

改正の内容を申し上げますと、1点目は、医療職給料（1）以外のすべての給料表について、おおむね40歳台以上の給料月額を引き下げる。

2点目、行政職給料表6級以上に相当する職員について、給与を0.2%減額して支給する。

3点目、一般職の期末・勤勉手当について、年間支給月数を0.2月引き下げ、年間3.95月に改定し、大学の学長についても一般職に準じて0.15月引き下げ、期末手当の支給月数を年間2.95月とする。

4点目、義務教育等教員特別手当の支給月額の限度を1万1700円から8000円に引き下げる。

5点目、任期付研究員及び任期付一般職員についても、一般職の職員に準じて所要の改正を行う。

以上が、乙第2号議案提案の理由及び概要であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 今回の一般職員の減額ですが、民間給与との比較で50人以上の県内139事業所を調査した結果ということで、平均給与で519円上回ったということで今回も連続して減額していますが、これは特例減額前と比較したらどうなっているのですか。減額した後の額とはどうなのですか。

○**島田勉人事課長** 県人事委員会の給与に関する報告・勧告によりますと、特例カット後の職員給与が34万6588円で、民間と比較しまして1万163円民間のほうが高いということで、率にして2.9%の格差が出ております。

○**崎山嗣幸委員** 今の1万163円というのは、民間が安いということですか。

○**島田勉人事課長** 民間が高いということです。

○**崎山嗣幸委員** 特例減額後ですよ。今県人事委員会勧告でいう今回0.2%給与減額をして、ボーナスは0.2カ月分減額の提案ですよ。それで今いわれているように、実際は4年間特例カットをされて、県職員は民間給与より1万163円低いと。低いだけでも、先ほど提案をしていることを含めて、今回県人事委員会勧告でさらにその分を2年連続減額するという提案なのですが、これはこの減額後の問題とか、その後の処理も含めて同時に進行しているのですか。

○**兼島規総務部長** 県人事委員会の勧告を受けた後、この条例案を出すまでの間に職員団体と3回ほど団体交渉をやりました。そのときの議論で、おっしゃるように3年前に—これは県職員の協力という形なのですが、給料の3%、そして期末・勤勉手当で2%、その分の減額をお願いしてやってきている経緯があるものですから、それについては当時の3年前と比較しまして、財政状況等々を比較すると好転しているのではないかとということが議論になりまして、職員団体と交渉した結果、その部分については確かに少し改善されているということで、来年の1月1日から給与の特例カットについては撤回するというところで職員団体と交渉、合意をしまして、県人事委員会勧告分の今回の給与については、そのまま給与の条例案を出すという形で合意した経緯がございます。

○**崎山嗣幸委員** この間連続して減額をして、特例カットもして、民間との比較が1万163円も県職員が低いという意味では、またさらにダブルカットになるのではということで、今総務部長が言われたように、特例カットについて復元をするという状況での提案だということですよ。理解しました。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** これは、トータルでどのくらいの金額が年間で影響が出るのですか。

○兼島規総務部長 今回の条例改正に伴いまして、一般会計で約19億7000万円の人件費の削減が見込まれます。

○照屋守之委員 理由の40歳以上が引き下げという、先ほどそういう説明でしたよね。具体的にこの年齢層はどうなっていくのですか。減額の内容も含めて。

○島田勉人事課長 給料表の改定になりますが、年間で1人当たり平均1926円になります。

○照屋守之委員 何名分でどのくらい。

○島田勉人事課長 トータルで2072万円になります。

○照屋守之委員 人数は。

○島田勉人事課長 職員が2万3402名です。

○照屋守之委員 40歳以上の合計金額で、もう少し丁寧に説明してください。

○島田勉人事課長 40歳以上となると、給料表の改定で影響が出るわけですので、給料表の改定で減額されるのがトータルで2072万円になります。

○照屋守之委員 40歳という根拠は何ですか。

○島田勉人事課長 これは県人事委員会の職員給与等実態調査、職種別民間給与実態調査の結果によるものですが、民間と公務を比較した場合、公務の大体40歳以上の給与が民間よりも高かったということです。

○照屋守之委員 私は、公務員が民間より低いということは、今の県民の全体からすると理解できないと思います。高いのは決まっています。民間より高いんですよ。今の県民所得200万円がどうのこうのとかなれば、民間より高いということははっきりしているのだけれども、一部の企業のものをとらえて民間より低いという根拠は、県民には説明できないと思います。ですのでこれは、給与に関しては何か別の定義というか、そういうものが必要だと思うのですが。絶対県民は信用できませんよ。公務員はみんな高いと思っています。楽をして

給料をもらっているというイメージがあるでしょう。ですので、200万円や300万円の世界で民間より低いという理屈は通らないです。おかしいのではないですか。どうですか。こういうものは新たな何か定義が必要ではないですか。

○兼島規総務部長 私どもの給料を決定するには人事委員会勧告制度というのがございます。県人事委員会の職種別民間給与実態調査をした上で、公務員の給料と比較した形での勧告・報告がなされるわけです。これは地方公務員法の中に明記されているわけでありまして、その比較をもとにして我々は給与を提案し、やらざるを得ないということでもあります。

○照屋守之委員 これは地方交付税にはどういう影響が出てきますか。こういう給与が抑えられますと、地方交付税はどうなりますか。

○兼島規総務部長 地方交付税の算定については、やはり人件費比率も出てくるわけですが、通常人件費が削減されますと、地方交付税自体も補正という形で減額するのが基本的です。そういう形で地方交付税が来ない、補正で来ないということが一般的に考えられるわけです。

○照屋守之委員 人件費は19億7000万円ぐらいがトータルで減るということなのだけれども、そうすると算定するときは、財政基準額はこの分を落として地方交付税の要求というか、そういうことをやるということですか。

○兼島規総務部長 そういう形で地方交付税が算定されて、補正をかけた形で地方交付税がそれぞれの地方公共団体に交付されるということです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 教員給与及び特別手当の調整額について、もう少し詳しく説明してもらえますか。

○島田勉人事課長 今回県人事委員会から、義務教育等教員特別手当と教員の給料の調整額については、国や他の都道府県の情勢を見て検討する必要があるという報告がされております。義務教育等教員特別手当については、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別

措置法一いわゆる人材確保法によって、教員給与の優遇措置として昭和51年から昭和52年ごろに制度化されたものだと思いますけれども、現在小・中・高校の一般教員から校長まで給料の級・号給に沿って手当が支給されておりますが、これについては沖縄県職員の給与に関する条例で支給限度額を定めております。それで県人事委員会所管の規則のほうで、それぞれの級・号給を定めておりますが、これについては財源が義務教育国庫負担金になっておりまして、国庫負担金のほうが減額されておりまして、それとの見合いでこの手当についても見直しがされているということでもあります。

○前田政明委員 この特別手当について、もう少し説明してくれませんか。

○島田勉人事課長 その手当の中身ということですか。

○前田政明委員 なぜそれがあるかということです。

○兼島規総務部長 昭和51年ごろなのですが、それまでは教員の給与がかなり低かったのです。それで教員の人材確保という観点から、国のほうで一ちょうど田中内閣のときだと記憶しておりますけれども、そのときに教員の人材確保のためにこういう特別手当を当時設けたわけです。これがずっと推移してきているわけですが、人事課長が少し申し上げましたけれども、その間、例えば教職調整額であるとか、教員の給与について別の手だてといたしますか、そういうことも確保されてきたものですから、国としてはこれをだんだん減額してきているという状況でございます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から今回の教員の給与改定について、4%の教職調整額及び特別手当の支給限度額の両方が減額されるのかという確認があり、総務部長から教職調整額は4%のままで変わらず、特別手当の支給限度額のみが減額されるという説明があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 この間の公務員の給与の推移、資料をいただいておりますけれ

ども、平成13年から民間給与等と比較してもかなり下がってきていると思うのですが、その数字をまず述べていただけませんか。

○島田勉人事課長 県人事委員会が実施しました職種別民間給与実態調査の結果と公務員給与の格差の推移でお答えしたいと思います。給与の格差が平成13年は188円公務員が高いということになっております。平成14年格差がマイナス8319円……

○前田政明委員 職員給与だけ述べてください。

○島田勉人事課長 職員給与、平成13年4月1日時点で39万9150円、平成14年が39万4022円、平成15年が38万4364円、平成16年が37万8881円、平成17年が37万5245円、平成18年が37万5406円、平成19年が37万198円、平成20年が減額措置前36万4881円、減額措置後35万3992円、平成21年が減額措置前36万2879円、減額措置後35万2045円、平成22年が減額措置前35万7270円、減額措置後34万6588円となっております。

○前田政明委員 この間、平成13年から比べて月約5万円程度の減額になっていると。これはデフレスパイラルといいますか、やはり国内経済の消費購買力、そういう面では公務員給与の果たしている役割は大変大きいと思うのですが、やはり今言った10年間でも約15%ぐらい減になっていると。それがまた県人事委員会勧告をもとにして民間のほうを参考にするところもたくさんあるわけですね。そういう面ではお聞きしたいのですが、この県人事委員会勧告をもとにして影響を受ける、またこの条例案、給与改定に準ずるようなところはどのような団体で、大体どのぐらいの人数の影響があるのでしょうか。

○兼島規総務部長 まず1つがございますのが、市町村がまず県の人事委員会勧告を受けて、市町村職員の給与改定があらうかと思えます。もう一点は県の外郭団体なんですけれども、この外郭団体につきましては、今完全に公務員に準拠するような給与体系ではなくなってきていますので、そこのほうは私どもとしては少しカウントは難しいかと思えます。民間については調べておりません。

○前田政明委員 調べていませんということですが、今それぞれ県人事委員会勧告でもいろいろ給与規定とか、昇級とか、その他がないところもいろいろあ

りますけれども、ただ公務員の一定の給与がそれなりの影響を与えると。先ほど直接的には民間委託とか、今度の行財政改革で払い下げをしたという形で公務員に準ずるとはなっていないなくても、実質的な形でそういう影響のある人数というのは、大体どのぐらいなのかということは答えられませんか。

○兼島規総務部長 これは調査しておりません。

○前田政明委員 それでは、従来の関係であれば大体どのぐらいの影響になりますか。いわゆる先ほどの委託その他で公務員給与に準じないようになっていると。しかしそれが従来どおりだとしたら、どのぐらいの影響がありますか。

○兼島規総務部長 お尋ねの件は、多分公務員給与に準じない前—例えば民間委託する前の事業団であるとか、それから財団法人沖縄観光コンベンションビューローであるとかいろいろな外郭団体がございますが、その人数だと思えますけれども、それについては手持ちの資料として持っておりません。

○前田政明委員 今回の減額の総額は幾らになりますか。

○兼島規総務部長 今回の条例改正で19億7000万円が減額の総額です。

○前田政明委員 そのマイナス経済波及効果というのは、幾らぐらいになりますか。

○兼島規総務部長 私どものほうで概略といいますか、試算という形できちんとしたものではないのですが、試算しますと約18億円のマイナス効果があるかと思えます。

○前田政明委員 これは2次波及効果まででしたか、産業連関表でしたかね。

○島田勉人事課長 大体2次波及効果までで試算をしております。

○前田政明委員 今度の県人事委員会勧告の特徴である年齢差別といいますか、40代、50代も含めてこういう年齢に応じてマイナスするということは、これまでもあったのですか。

○島田勉人事課長 過去、逆に若い職員一行政職で言えば大体1級から3級までの職員については引き上げて、その他は据え置きという改定はございました。

○前田政明委員 今回の場合の先ほど言った40代、それから50代の影響額というのは大体どんなですか。人数でもいいのですけれども、人数とその影響。

○島田勉人事課長 人数は大体1万758名で、影響額は先ほどお答えしましたが、2072万円です。

○前田政明委員 本来の職務給与の原則、能力主義という建前からすると、これはどうなんですか。年齢による差別といいますか、そういう形が取り入れられるというのは、これは本来の給与体系その他からして、やはり本来職務給与を含めてやられている立場からすると、極めてこれまでと質の違う制度の導入だと思うのですけれども、ここはどうですか。

○島田勉人事課長 今回県人事委員会の勧告を受けての給与の改定になりますが、職務給与の原則としては、実際に級ごとにその職を張りつけておりますので、それが崩されるわけではございませんので、必ずしも職務給与の原則を大幅に外すということはないのであろうと思います。

○前田政明委員 先ほどほかの委員からもありましたけれども、実質的に今回減額措置後になると民間よりも1万163円低いということですよ。それが減額措置前になると民間よりも519円高いとなりますけれども、先ほどありましたように、10年もの間に39万円ほどの給与から三十四、五万円というマイナスのスパイラル。こういう面では公務員給与が果たしている役割というのは、私は非常に大事だと思います。そういう面では、本来人事院というのは公務員の権利を守って、労働三権のかわりに公務員の権利そのものといいますか、そこを守るべきものがこういう形でマイナスということになると、総務部長、人事院の役割としては、これは全く逆の方向に向いていると私は印象を受けますけれども、ここはどんな理解でしょうか。

○兼島規総務部長 公務員制度につきましては国もそうなんですけれども、国会等々を含めてこれから本格的な議論になるかと思えます。国のほうでも労働三権の代償措置しての人事院制度のあり方そのものについて、いろいろと議論がなされてこようかと思っています。その中で県としまして、人事委員会

制度がどうなるのか。おっしゃるように民間給与等の比較で県人事委員会は今まで勧告していますけれども、もし労働三権を付与する形になりますと、まさしく給与の交渉についても交渉で決着するという形になりますので、そのほうがある面では労働者の権利を守るのかどうかについては、今後の議論を見守りたいと思っております。

○前田政明委員 私は今公務員パッシングといいますか、やはり私は公務労働者のしっかりした確保、例えば本会議でも明らかになりました教員の正職員の定数内なんだけれども、2割近くが臨時的任用という状況とか、県庁においても約25%が非正規職員ということで、どんどんマイナスの方向で雇用というか、生活の実態そのものが破壊されてきていると。そして当然必要な公務労働者の役割というのは、私はやはり恒常的に必要な業務で働いているものについてはしっかりと正職員でやらないと、今の公務員に対する公務労働の問題については、私は本当に必要なところは医療、福祉を含めて、教職員を含めてしっかりと正職員で配置すると。その先生や、看護師その他介護関係の方々も、自分の生活が安定して初めてしっかりとした公的サービスなりができると思います。今のはそういう意味でも、新自由主義経済政策に伴う雇用破壊、ましてや公務員が高い給与をもらっているような一方的なやり方の中で、結果的にはどんどん国民生活そのものがマイナスになっていくという形で消費購買力が停滞して、日本の不況がさらに続くと。それで一部の自動車関係などが海外に出て、今回の場合にも景気対策で短期間でも巨額な利益を上げながら、もっとも実際上私たちの生活環境というのは派遣労働など不安定雇用があると。特に沖縄は、非正規雇用が半分近くで年収200万円以下と書いてありましたがけれども、そういう実態を解決するためにも、私はやはり公務員の給与はそれらの基準として大変大事ではないかと思えます。そういう面では、今の人事院勧告制度が本来の公務労働者の権利を守るという点では全くそういう立場に立っていないくて、構造改革、破綻した自由主義経済政策のもとでのやり方がやられていて、これは公務員攻撃そのものが国民生活に対する削減の方向を意識的に導いているものだなと思っております。そういう面でこういう人事院勧告という名前の中でマイナスのスパイラルの繰り返しになるなど。これは国民生活も日本経済の方向も非常に暗くなるなどと思えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新米吉里委員。

○新里米吉委員 先ほど民間比較の問題が出ていたので、民間比較では1人、2人の事業所は対象にしていなくて、何十名以上の企業というものがありますよね。調査するときはどうなっていますか。

○島田勉人事課長 企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の民間事業所となっております。

○新里米吉委員 これは人事院などが調査する場合の一つの基準を示すでしょう。それに基づいて、県の人事委員会として50人以上ということにしているわけですよね。

○島田勉人事課長 県人事委員会が行います職種別民間給与実態調査というのは、人事院と他の都道府県の人事委員会が共同で行いますので、同じ基準で調査をしております。

○新里米吉委員 民間比較というときには、非常にわかりやすく言えば50人以上の規模の会社を調べて、それで現在の公務員の給与との差を調べて、それで報告してもらって、それを参考にして県人事委員会としての勧告を出すというシステムですよね。民間比較という場合は、50人以上の規模と民間比較、それだけわかれば問題はないと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 先ほどの資料の1ページをお開きください。

乙第1号議案沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について、説明いたします。

この議案は、期末手当の支給割合を引き下げ改定する国の特別職及び本県の一般職の職員との均衡を考慮し、教育長、知事等特別職及び特別職の秘書に支給される期末手当の支給割合を改定するため、沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例を改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、教育長に支給される平成22年12月期の期末手当について、現行1.5月分支給されるところ、0.15月引き下げて1.35月分とすることで、年間支給月数を現行3.1月から2.95月といたします。また、知事等特別職及び特別職の秘書に支給される期末手当についても同様であります。

以上が、乙第1号議案提案の理由及び概要であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 今の知事は給与の10%でしたか、カットしていますよね。まだ続いていますか。

○**兼島規総務部長** 知事の給与は現在、給料月額で10%、期末手当で15%を減額しております。

○**照屋守之委員** これは副知事も一緒ですか。

○**兼島規総務部長** 副知事につきましては、給料は7%、期末手当は知事と一緒に15%でございます。

○**照屋守之委員** 財政難だけれども、職員のものに戻すという話でしたよね。1260億円のあの件で。この分は今現在も続いているのですか。教育長も含めて続いているのですか。

○兼島規総務部長 現在も続いております。

○照屋守之委員 だったら、この4条のそういうものとかは……。県知事のものも下げているのですよね。下げなくていいのではないの。既に下がっているさ。こういうものは除外しないと。下がっているのに、何で下げるの。

○兼島規総務部長 先ほど知事が給与カットという形で下げているのは、ある面では財政事情等々を考慮した形で下げているということでございます。今回の下げるものにつきましては、国の特別職、それから一般職も県人事委員会勧告を受けて下げるということですので、その趣旨を貫く形で知事の給与についても、期末・勤勉手当についても下げるということでございます。

○照屋守之委員 人事院もそれぞれが努力しているのはわかることでしょう。これは既に10%下がっているものを一自分もそうだけれども、給与はなるべく下げないほうがいいさ。やむを得なくてこういうものであるわけだけれども、下がっているものをあえてまたこれをやるというのは、これは別に国の人事院のほうも認めるのではないの。こういう状況は当然ではないですか。何で勝手にこういうことするの。

○兼島規総務部長 勝手にではなくてですね、知事と相談をした上でそういう形での給料を下げるということでございます。

○照屋守之委員 だからこういうことをやっていると、職員もそうせざるを得なくなるわけよ。普通に10%減額の努力をしていけば、その分はそれでいいのではないですかということをやらないと。当たり前で職員もどんどんカットしていくことになるわけさ、知事もそうやっているからということになるわけでしょう。だからこれはトップとして10%減額に努力していますよと県民も認めますね。職員も認めるさ。そういう形で財政も厳しいから我々もそうやりましょうと、組合も認めざるを得ない状況で削減してきたよね。こういうものがあるって、それをもとに戻します、でもこういうことをやりますという話さ。トータルの中でトップがそういうことをやっていると、先ほどの話ではないけれども、あなた方は知事もやっているのに、あなた方もやるのが当たり前ではないのというのが、これは組織としてのそういうことさ。なので、そこは毅然として知事は知事として毎月10%カットしていますから、今回知事の方はこれは別枠ですよとしっかりさせないとどんどん減っていくよ。こういうものは職員ま

で影響してくる。ただ単に知事だから切ればよいという問題ではないよ。きちんと日ごろから努力しているわけだから、そういうものについては人事院勧告が出てきても、こういうことになっていますよと行って、職員もわかります。それを職員が、組合が、知事も削るといふならあなた方も一緒にそういうことを徹底的にやっていきますよという話になるわけでしょう。何でそれをみんな認めているさ。だからおかしいよ、こんなやり方は。

○兼島規総務部長 先ほど少し御説明しましたけれども、今回は県人事委員会の勧告、それから国の特別職等を受けて、一般職のほうについてもこういう形での給与の引き下げ、期末・勤勉手当の引き下げという形になっているものだから、それと連動した形で知事等の期末手当についても引き下げると。ただ一方、先ほど来御説明しています給与カットにつきましては、来年の1月1日から一般職については全部復元するという措置をとります。その条例につきましては12月議会に諮る予定でございます。12月議会に諮って来年1月から特例措置については撤廃すると。その中に今言った知事等の期末手当も含めたその辺の給料月額についてのカット分がございますので一このいきさつは一般職員が給与をしている状況の中で、知事のほうから申し出て実施している状況ですので、一般職員については今回復元しますよということを知事に説明した上で、12月議会に向けて知事の判断を仰ぎたいと思っています。

○照屋守之委員 ではこれは、知事のもとの給与に対する率なんですか。これ10%カットしたものを、さらにしていくということですか。

○兼島規総務部長 カットしない前の期末手当を今回落とすということです。これは一般職と一緒の考えです。

○照屋守之委員 給与は10%カットしたけれども、この賞与についてはもとのものの率でやるということですか一意味がわからない。もういいです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 今の指摘があるように、独自カットの部分をどうするかは考えていくべきことだと思うのです。これは県人事委員会勧告で職員もそれで適用される、知事もそれで適用されるとなると、前は独自カット分はカットされ

なかったという官民比較をしながら、県人事委員会勧告もしていたという問題点が噴き出してきたわけで、二重カットじゃないかと。それは見直そうということで、いわゆる次年度以降に職員のものも復元しますと。そうすると知事の10%もどうするかという問題は、12月議会に職員のもので出てくるわけで、ここを知事だから、副知事だからカットしていいということにはならないと思うし、そこは考えていくべきことだろうと思います。だからきょうのものとは別次元のものですよねーうなずいていますから、そうだといいことですから。ですから、そのときに知事もどうするかという判断は必要ではありますが、職員は復元して三役は復元しませんというのもやはり普通の常識的な感覚ではいかなものかと思うので。そして、三役がカットしたからといって財政にそんなに大きな影響を与えるわけではないですよね。むしろ、ある意味倫理上の問題として、そこは知事としてはやりにくいかもしれないけれども、やはり職員と同じようにやっていくという、まさに県の財政が厳しいから知事が率先してカットして、職員もカットしなさいみたいな雰囲気は当然あったわけで、そこを直していくのだったら一緒に直していくという姿勢は必要じゃないかと思います。今は時節柄言いにくいと思うので一だれが知事になるのかではなくて、現職はやはり言いにくいでしょう。しかし、やはり12月議会に向けては考える必要があると。与野党一緒になって考える必要があるのではないのでしょうか。常識的な判断として。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序及び方法について協議。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 質疑の中でも明らかにしましたけれども、平成13年の職員給与が平均39万9150円、これが平成22年は減額措置後が34万6588円、減額措置前が35万7270円。本来、公務労働者の労働三権を取り上げた中で労働者の立場、権利を守るという意味では、このように10年来ほとんどマイナスになってきている。これは国民生活にも非常に影響を及ぼして、消費購買力の低下、それからマイナス、いわゆるデフレーションの悪循環が起きています。そういう面ではやはり国民生活を守る上からも消費購買力を拡大すると。また、労働者の生活を全般的に守るという面では、公務労働者それから民間の労働者の生活を守るという上でも、私は今回の県人事委員会勧告はやはり県民生活にも大きな影響を与えるものであるし、そもそも公務労働者の権利が守られていないと思います。そういう面では国民生活を改善するためにも今のデフレーションの悪循環を絶つ、そうしなければ今の日本の経済は本当にどんどんマイナスになっていきます。そういう面では今回の県人事委員会勧告、給与がほかの民間のところもこれを基準にして給与を改定するところも出てくるわけですから、そういう面ではこれは本当にマイナスということで、経済を縮小し、県民、国民生活をますます苦しめる流れになっていると思いますので、そういう立場からこの案に対しては反対としたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかにありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第2号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫